

国住指第1233号  
国住生第136号  
令和3年6月30日

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
国土交通省住宅局住宅生産課長  
(公印省略)

建築基準法における構造方法等の認定等における申請を要しない変更について（通知）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の25第1項に規定する構造方法等の認定（以下「大臣認定」という。）について、申請を要しない変更として、別紙のとおり、取扱いを定めたので通知します。

大臣認定において同取扱いに該当する変更のあった場合、当該大臣認定を用いる以下に掲げる対象となる認定等においては、変更のための申請を要さず、字句の読み替え等をして差し支えないものとして取り扱いますので、以降の運用に遺漏のないようお願いします。

<対象となる認定等>

- ・建築基準法第68条の10第1項の規定による型式適合認定
- ・建築基準法第68条の11第1項の規定による型式部材等製造者の認証
- ・建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による構造方法等の認定
- ・建築基準法第68条の26第1項（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等の認定
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第31条第1項の規定に基づく住宅型式性能認定
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律第33条第1項の規定に基づく型式住宅部分等製造者の認証
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律第58条第1項の規定に基づく特別評価方法認定

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関に対しても、別添のとおり通知していますので、参考にお知らせいたします。

建築基準法における構造方法等の認定等に係る申請を要しない変更に関する取扱いについて

令和3年6月30日

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の25第1項に規定する構造方法等の認定（以下「大臣認定」という。）について、以下の1. に該当する変更のあった場合、以下に掲げる対象となる認定等の申請を要さず、字句の読み替え等をして差し支えない。

#### 1. 字句の読み替え等をして差し支えない事項

大臣認定において、次の（1）に該当する変更のあった場合、当該大臣認定において変更のための申請を要さず、字句の読み替え等をして差し支えない。

また、大臣認定において、次の（2）又は（3）に該当する変更のあった場合、当該大臣認定を用いる以下に掲げる対象となる認定等においては、変更のための申請を要さず、字句の読み替え等をして差し支えない。

##### <対象となる認定等>

- ・ 建築基準法第68条の10第1項の規定による型式適合認定
- ・ 建築基準法第68条の11第1項の規定による型式部材等製造者の認証
- ・ 建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による構造方法等の認定
- ・ 建築基準法第68条の26第1項（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等の認定
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第31条第1項の規定に基づく住宅型式性能認定
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第33条第1項の規定に基づく型式住宅部分等製造者の認証
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第58条第1項の規定に基づく特別評価方法認定

#### （1）製品名等を変更する場合

認定書別添において大臣認定の仕様として位置づけられている部材、材料等について、その製品名等の変更を行おうとする場合であって、以下に掲げる①及び②に該当するものについては、当該大臣認定において、「変更前の製品名等」を「変更後の製品名等」に読み替えて差し支えない。

- ① 当該変更の内容（経緯を含む。）並びに当該変更によって当該部材等の性能、品質、製造方法等に変更がないことについて、当該部材等の製造者から国土交通省に届出がされたもの
- ② 国土交通省より、当該変更について認定書における字句を読み替えて差し支えない旨周知されたもの（2. 参照。）

具体的には、次のような事例が想定される。

(例) 認定書別添に記載されている混和剤の製造者の社名が変更となる場合、旧社名を新社名に読み替え

(例) 認定書別添に記載されている製造工場の名称が変更となる場合、旧工場名を新工場名に読み替え

## (2) 品質管理の変更に伴い大臣認定の認定番号の変更を行う場合

法第37条第2号の規定に適合する大臣認定の品質管理に関する認定内容を変更し、新たな大臣認定（以下「新認定」という。）が取得されたものであって、以下に掲げる①から③までに該当するものについては、新認定に係る変更前の認定番号を引用する認定等において、「新認定の認定番号」を「変更前の認定番号」に読み替えて差し支えない。

- ① 新認定の申請に際して、当該変更の内容（経緯を含む。）並びに新認定に係る変更前の大臣認定の代表的な用途（変更前の認定番号を引用する認定等）を添えて、申請者から国土交通省に認定番号の読替えに係る申請がされたもの
- ② 「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」（平成12年建設省告示第1446号）第3第1項第1号に規定する品質基準等に変更がないもの（ただし、新認定に係る変更前の認定番号を引用する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第67条第2項の規定に基づく大臣認定のうち溶接に係るものについては、指定性能評価機関において溶接性能の同等性が確認されたものに限る。）
- ③ 新認定の認定書において、当該認定に適合するものは変更前の大臣認定に適合するものであるとみなして差し支えない旨付記されたもの

具体的には、次のような事例が想定される。

(例) 工場変更による品質管理体制の変更に伴い、法第37条第2号に基づく指定建築材料の大臣認定が取得されたものについて、当該指定建築材料を用いる認定等（令第67条第2項の規定に基づく大臣認定のうち溶接に係るものについては、指定性能評価機関において溶接性能の同等性が確認されたものに限る。）において、新認定の認定番号を変更前の認定番号に読替え

## (3) 誤記の校正に伴い大臣認定の認定番号の変更を行う場合

認定書別添における誤記（要求性能に影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が認めるものに限る。）の校正に伴う新認定が取得されたものであって、国土交通省より誤記を校正するための大臣認定である旨周知されたもの（2. 参照。）については、校正前の認定番号を引用する認定等において、「校正前の認定番号」を「新認定の認定番号」に読み替えて差し支えない。

## 2. 国土交通省ホームページへの掲載による周知

今後、1. の字句の読み替え等をして差し支えない事項に該当する大臣認定については、以下の国土交通省ホームページ内において周知することから、必要に応じて、参照されたい。

「建築基準法に基づく構造方法等の認定に係る帳簿等」

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house.tk\\_000042.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house.tk_000042.html)